

別紙 1 景観形成推進地区に関する事項

別紙1 景観形成推進地区に関する事項

(1) 夙川周辺地区

① 景観形成の基本方針

夙川は、「日本さくら名所100選」にも選ばれた本市を代表する景勝地であり、市民のみならず市外の人々からも愛される河川として、桜の開花時期以外でも、水辺や松並木等の豊かな自然で構成させた趣ある空間が、訪れる人々を常に癒してくれています。

この夙川の水辺と桜や松の並木は、海から山を繋ぐ、豊かな緑とうるおいの帯として、南部市街地の景観形成においても重要な役割を果たしており、また、河川に架かる多くの橋からは、松や桜の並木越しに市域のランドマークである甲山や六甲山系を美しく眺めることができます。

多くの人々から愛されるこの夙川の美しい景観資源を保全し、さらにより良い景観の形成へと導いていくためには、周辺住宅地等の良好な景観形成が必要不可欠となります。

そのため、夙川周辺地区においては、次のように景観形成の基本方針を定め、夙川と一体となった良好な景観の形成を目指します。

● 景観形成の基本方針

- ・市を代表する緑豊かで趣のある夙川の河川景観と呼応する沿川景観の保全を図ります。
- ・河川敷の松や桜の並木などの緑と調和し一体となった、落ち着きとうるおいのあふれる住宅地景観の形成を図ります。
- ・夙川を軸とした甲山等へと至る眺望景観の保全を図ります。



写真提供：西宮流（にしのみやスタイル）



② 夙川周辺地区景観形成推進地区の位置及び区域

夙川周辺地区景観形成推進地区の区域は下図のとおりとします。

※詳細は 52～57 頁の夙川周辺地区景観形成推進地区区域詳細図を参照ください。

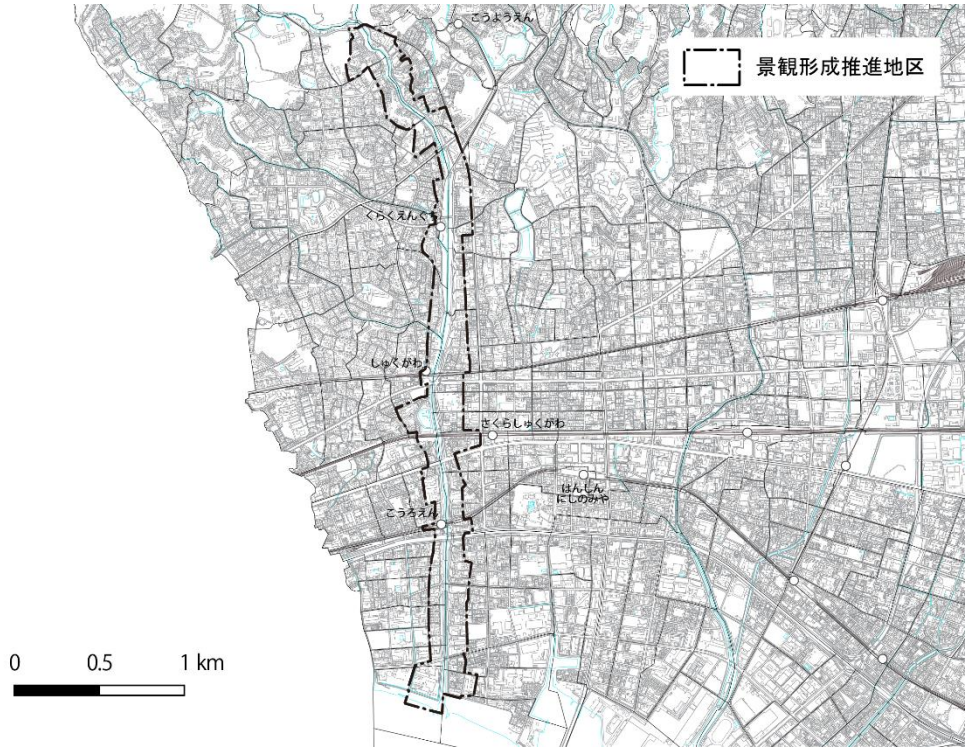


図 8 夙川周辺地区の区域図

表 11 対象区域の町名リスト

	町名	住居表示		町名	住居表示
ア	相生町	1、2、9、10	コ	甕岩町	1～4、7～9
イ	石劔町	1～4、13		寿町	5
	泉町	5～8	シ	獅子ケ口町	1、3、4、10、14～19
	市庭町	8、9		下葭原町	1、2の一部(臨港線以南)
オ	大井手町	2～5、8～10	チ	千歳町	7
	大浜町	1	ナ	名次町	6～8
	御茶家所町	1、2、8の一部	ニ	西平町	1、2、10～12、19、20
カ	神楽町	7～11	ハ	羽衣町	1～3、6、7の一部、8、9
	上葭原町	1、2	マ	前浜町	12～14
	川添町	8～15		松生町	1～4、17の一部(阪急甲陽線東側)
	川西町	1～6		松風町	1、6～8
	川東町	5～7、10、11		松下町	1、2、6、8
キ	北名次町	2～5、10、11、13～15	ミ	南越木岩町	1、2、8
ク	結善町	2、3、6		宮西町	4、12～14
			ヤ	安井町	5

③ 届出対象行為及び規模

夙川周辺地区景観形成推進地区内の届出(通知)が必要な行為及び対象となる規模は、一般地区の行為及び対象となる規模のとおりとします。

④ 景観形成指針

夙川周辺地区景観形成推進地区内の全ての建築行為等について自主的に守るべき景観形成指針を次の通り定めます。

表 12-1 景観形成指針<建築物>

項 目	景観形成指針
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川の豊かな自然景観を軸とし、周辺宅地の生垣や庭木が一体となって広がる緑豊かな住宅景観を保全し育てることを念頭に、潤いと落ち着きのあるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。 ・夙川の松や桜の並木越しに建築物が調和して見えるよう配慮し、また、周辺のまちなみから建築物の屋根越しや通り越しに望むことのできる「夙川版見越しの松※」「見通しの松※」を意識した計画とする。 ・橋上の視点場から夙川を軸とし甲山等に至る美しい眺望景観の保全・向上に配慮した計画とする。 ・河川敷とその周辺の空間的な広がりを意識した計画とする。 ・駅舎や商業施設等においては、過剰な演出を避け、魅力と質の向上に努めることを念頭に、本地域の顔にふさわしい、落ち着きと品格の感じられるまちなみの景観形成に寄与する計画とする。 ・山麓・丘陵の斜面地では、本地区以外の平坦地からも見上げる眺めの対象であること意識した計画とする。 ・街角や道路の突き当たり等の視線をひきつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。
まちなみとの調和	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川沿川等の自然環境や周辺建築物との調和に配慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。
形態・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川の松や桜の並木の高さや配置等との関係を意識し、河川敷からの見通しや「夙川版見越しの松※」「見通しの松※」の見え方に配慮した形態・配置とする。 ・地区内の視点場からの眺望景観を保全・向上させる形態・配置とする。 ・山麓・丘陵の斜面地では、地区内外の平坦地から眺めた際に背景となる斜面緑地や稜線を大きく遮らない形態・配置とする。 ・夙川に接する敷地※では、河川敷及びその周辺の空間的広がりに配慮し、壁面を極力セットバックさせた配置とする。 ・周辺に比べ大規模となる建築物は、分棟や分節、壁面のセットバック等の適当な方法により、周辺への威圧感や圧迫感、まちなみの分断等の低減に配慮する。
意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。 ・夙川に面する側※、道路に面しない側、公園、鉄道に面する側の景観にも配慮する。 ・外観には、自然素材や質感のあるもの（表面の凹凸や味わいのある色ムラ等により単調とならないもの）を積極的に使用し、深みを持たせた外観の表情づくりに努めること。 ・光沢のあるものや反射率が著しく高い素材は、できるだけ使用しないよう努める。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋根等の外観の色彩は、Y、Y R系の色相を基調とした配色を心がけ、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、夙川や山並みの緑と調和する落ち着いたものとする。 ・ひとつの面において、多くの色彩を使用しない等、極力シンプルで統一感のある配色とする。 ・高層部分の色彩は、低明度の色彩としない等、空等の背景と調和し、周囲への圧迫感の低減に配慮したものとする。 ・過度に明度差を設けた色彩計画とならぬように配慮する。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全、活用に努め、やむを得ず伐採する場合は、植栽により将来的な緑の復元を図る。特に本地域に昔から残る松については、積極的にその保全を図ること。 ・落葉樹や花実のなる樹種もおりませる等、四季の演出を考慮する。

緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川に面する部分※や道路境界部等の公的空間に面する部分を効果的に緑化し、河川敷の緑と一体となったうおいのある空間を創出する。 ・夙川や周辺の既存樹木も意識した樹種選定や配置により、通りの連続性や統一感に配慮する。 ・夙川に面する部分※や道路沿い、街角等のアイストップには、積極的に高木を植栽するように努める。特に夙川に面する部分※やその付近では松の植栽により、本地区の特徴を更に印象付けること。 ・山麓・丘陵の斜面地では、平坦地から山並みを背景として見たときの敷地の前面にも緑を配置し、斜面緑地と一体となった景観を形成する。 ・隣接する建築物の用途や規模が著しく異なる場合は、緩衝帯としての緑化を積極的に図る。 ・大規模な敷地や建築物においては、その規模に見合う、樹木の量や大きさ、配置とする。
外構計画	<ul style="list-style-type: none"> ・夙川に面する部分や道路際に設ける花壇等の立上り構造物には、コンクリート打放しや無化粧のコンクリートブロック等の無骨で冷たい印象をあたえるものの使用を避ける。 ・規模の大きな建築物等は、道路際にポケットパークや歩道状空地等を確保し、まちなみへのゆとりの創出に寄与させる。 ・道路や夙川から望見できる舗装材は、石敷やインターロッキングブロック敷等の意匠性の高いものや芝敷とする等無機質な印象とならないよう努める。また、敷地内に設ける道路際のポケットパークや歩道状空地等は、道路の歩道と舗装材料を合わせる等、空間の一体感を確保する。
設備機器等の修景	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機や洗濯物等が夙川や道路から見えにくいよう工夫する。 ・建築設備や配管類等が建築物の外側に露出しないよう努める。やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩に合わせる等の修景を図る。 ・屋上に設置する機器類等は、必要最小限にとどめ、夙川や道路から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等の修景を図る。
附属建築物・駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ・車庫、自転車置場、倉庫等の付属施設は、まちなみや建築物本体と調和する配置、意匠、仕上げとする。 ・駐車場や荷捌場等のバックヤード的な空間は、夙川や道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽等による修景を図る。 ・煩雑な印象を与える屋外階段等は、夙川や道路側から見えにくい位置としたり、目隠しを設ける等措置を講じる。 ・機械式駐車場（建築物）はできるだけ高さを抑え、夙川や道路側へ機械が露出しないようルーバーの設置や植栽で目隠しをする。
鉄道駅舎	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に準じる。

※ 夙川版見越しの松

河川の両岸に堆積した六甲山系の砂土に植えられた松並木は、川沿いの住宅地より高い位置に存在し、本地区を東西方向から見た際に建築物の上部から突出して視認できるため、沿道の塀等から道路側にせり出した一般的な「見越しの松」の姿に見立てて、本地区の景観的特徴として表現したもの

※ 見通しの松

河川の両岸に堆積した六甲山系の砂土に植えられた松並木は、川沿いの住宅地より高い位置に存在し、東西方向に河川を通過又は背景とする道路からの見通しを考えた際に、その背景の前面又は両脇に視認できることを本地区の景観的特徴として表現したもの

※ 夙川に接する敷地

夙川河川敷に直接接する敷地をいう

※ 夙川に面する〔部分、側、敷地、建築物〕

夙川河川敷から望見できる〔部分、側、敷地、建築物〕をいう。そのため敷地等が河川敷に直接接しないものも含む

表 12-2 景観形成指針<工作物>

項目	景観形成指針
立地特性	・建築物の景観形成指針に準じる。
垣、さく等	・夙川に接する敷地で、川に面して垣、さく等を設ける場合は、生垣や自然素材をいかしたものとし、高さは1.8m以内とする。
その他	・上記以外は、一般地区における工作物の景観形成指針(垣、さく等に係る指針も含む)に準じる。なお、この場合において、当該指針内で「道路」とあるものは「夙川及び道路」と読み替えて準用する。

※建築基準法上「建築物」と見なされる塀や建築設備等の工作物については、本表の指針もあわせて適用する。

表 12-3 景観形成指針<夜間景観>

項目	景観形成指針
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ・外部を照らす照明は、周辺の自然・住宅環境への影響に配慮のうえ、光源の動きや点滅、眩しさ等により不快さを与えるものは使用しない。 ・住宅地にあつては、生活のあたたかみを感じられる夜間景観を形成する。 ・建築物等へのライトアップ等を行う場合は、地域の特性や周辺環境等に配慮し、過剰な演出とならないようにする。

⑤ 景観形成基準

夙川周辺地区景観形成推進地区の景観形成基準は、一般地区の基準のとおりとします。

⑥ 区域詳細図

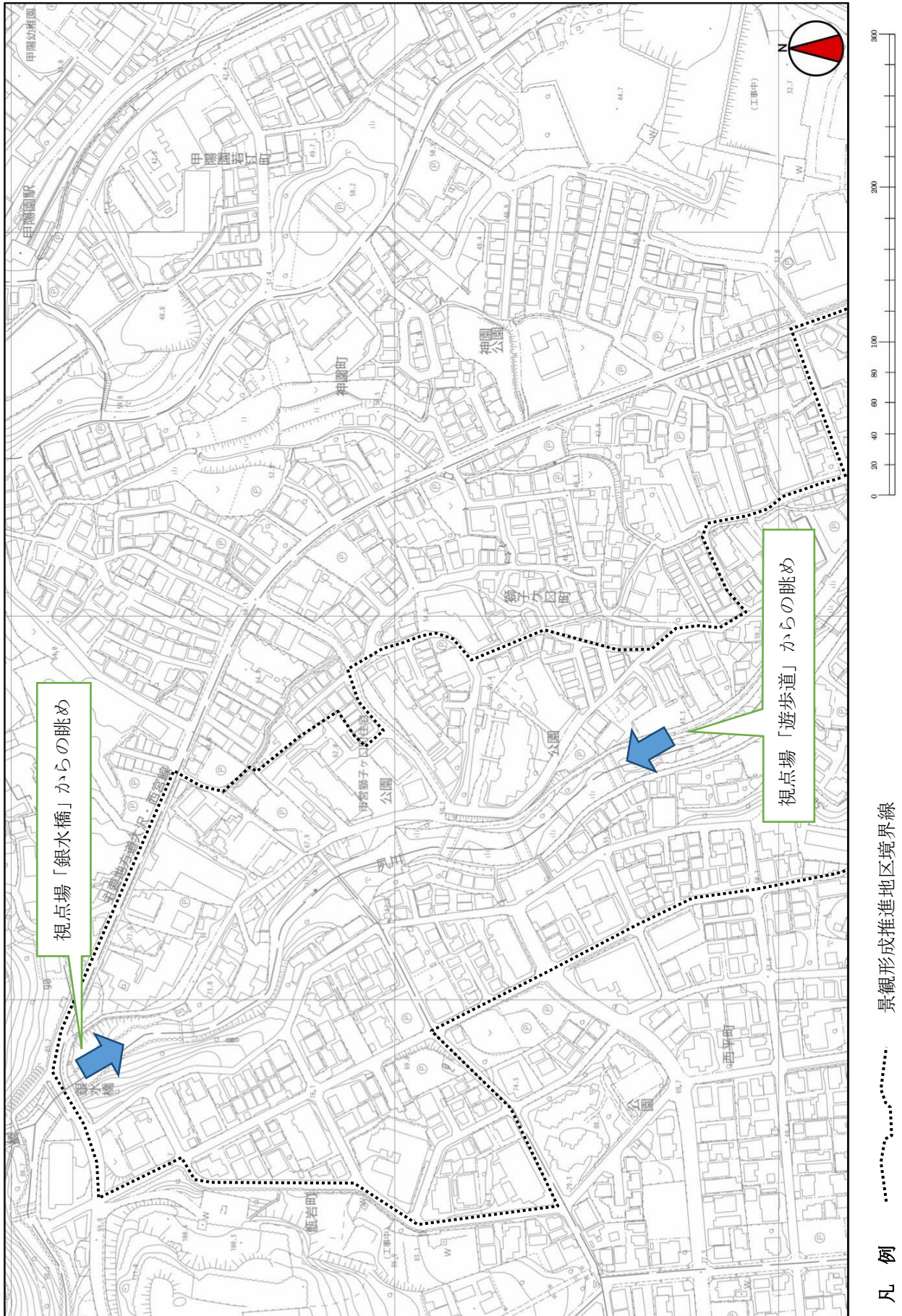


図 9-1 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図

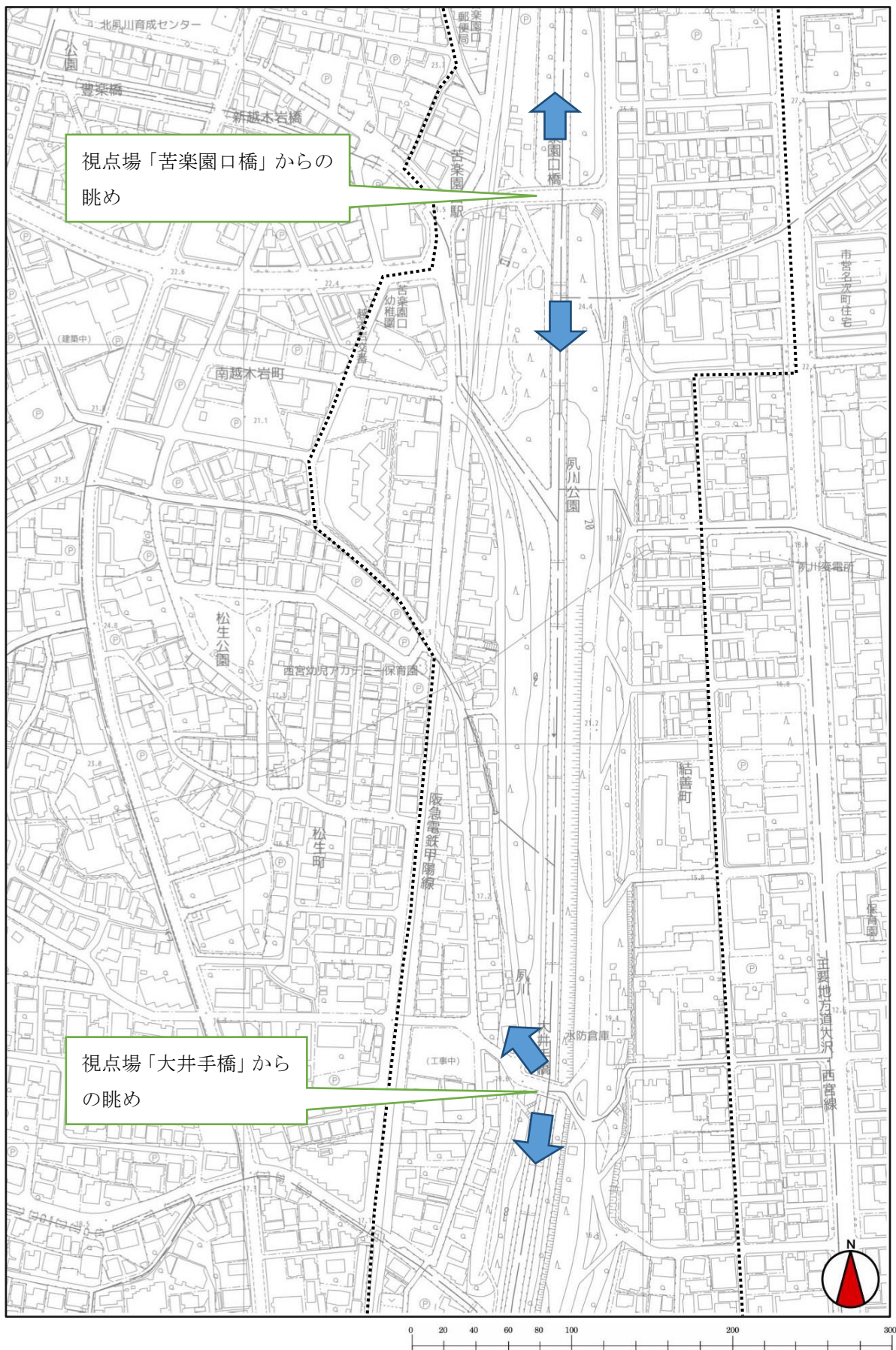


景観形成推進地区境界線



凡例

図 9-2 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図



凡例 景観形成推進地区境界線

図 9-3 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図



図 9-4 鳳川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図



凡例  景観形成推進地区境界線

図 9-5 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図

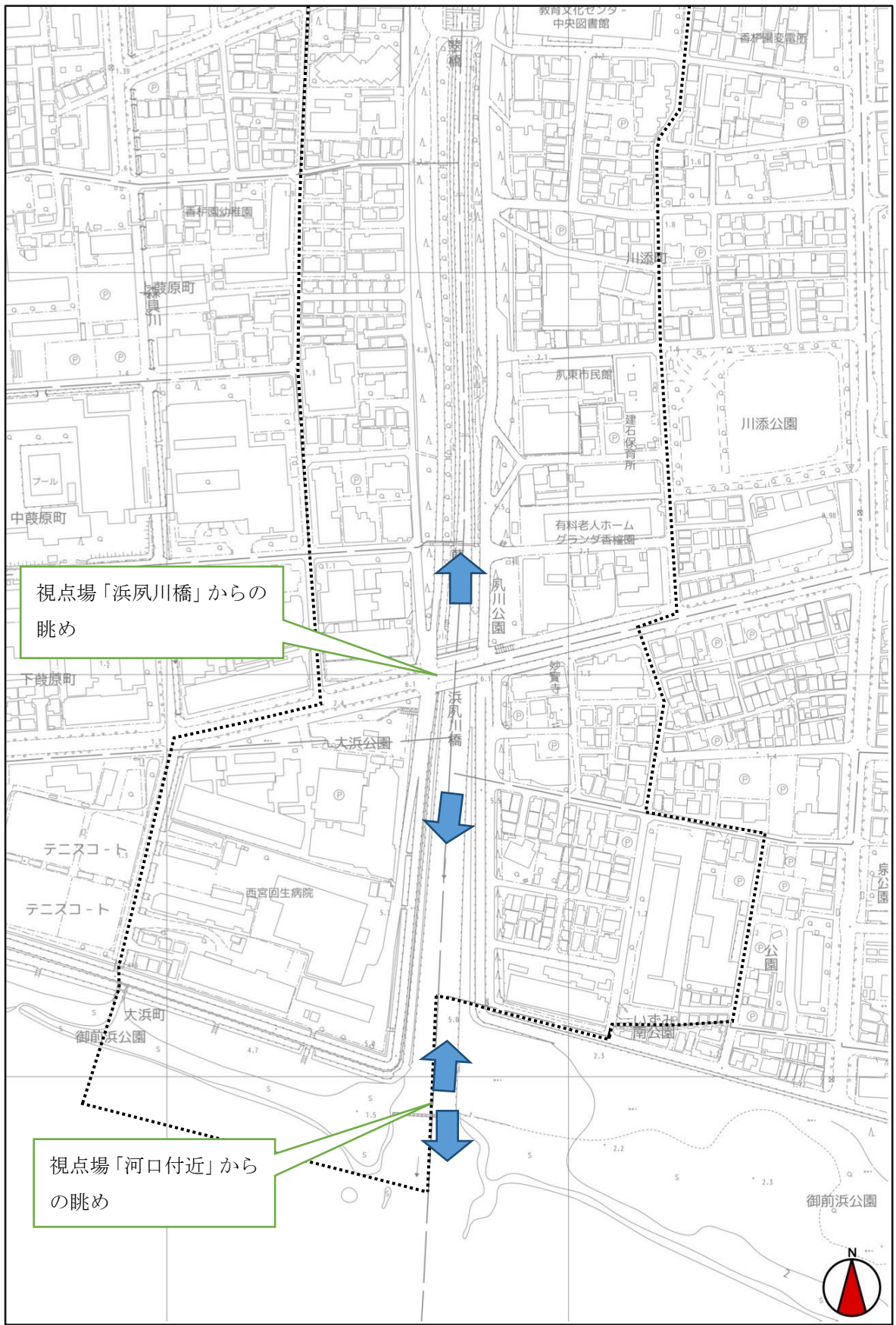


図 9-6 夙川周辺地区景観形成推進地区 区域詳細図